

選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項に規定する投票区の一部について、次のとおり変更する。

令和7年12月1日

須坂市選挙管理委員会委員長 小山三津夫

1 投票区の変更

投票区	現行	変更後
第1投票区	上町、本上町、上中町、中町、新町、常盤町、横町_____	上町、本上町、上中町、中町、新町、常盤町、横町、穀町
第3投票区	穀町、北原町、小山村	廃止
第4投票区	東横町、南横町、立町、八幡町_____	東横町、南横町、立町、八幡町、北原町、小山村

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙から適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。